主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人等の負担とする。

理 由

所論第一点について、原判決の判断は正当であるから、論旨は採用することはできない。その他の論旨は「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。よって、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	3	井	上			登
裁判官	3	島				保
裁判官	3	河	村	又		介
裁判官	3	小	林	俊		Ξ
裁判官	3	本	村	善	太	郎